

# 公益社団法人日本カーリング協会 アイスメイク研究会規程

## 第1章 総則

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）定款第36条の規定に基づいて設置されたアイスメイク研究会に関することを定める。

## 第2章 所管事項

第2条 この研究会は、次の事項を審議、処理執行し、研究会に於いて決議された事項は執行役員会及び理事会に報告しなければならない。

- (1) アイスメイクの技術開発及び用具の開発に関する事項
- (2) 国内主要大会へのアイスメーカー派遣に関する事項
- (3) アイスメイク検定・講習会の開催に関する事項
- (4) ライセンス発行に関する事項
- (5) アイスメイク事業に関する補助金、助成金に関する事項

2 第1項に関する事項のほか、アイスメイク研究会は、アイスメイクに関連する事項について執行役員会を通して理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じる。

## 第3章 委員

第3条 この研究会に次の委員を置く

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 必要に応じて1名ないし2名
- (3) 委員 若干名

## 第4章 任期

第4条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 研究会

第5条 研究会は、代表が召集し、その議長となる。ただし、代表が召集できない時は、副代表がその任を負う。

2 研究会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 書面による研究会の場合、定款第34条にある書面による理事会の決議と同様に、委員全員の賛成をもって決議があったものとみなす。

4 研究会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに執行役員会を通して理事会に報告すると共に事務局にて保存する。

第6条 本協会会長、副会長、専務理事、常務理事、監事及び事務局長は、研究会に出席し、意見を述べることができる。また、代表が許可した場合に、理事が出席し、意見を述べることができる。

第7条 代表が必要と認めるとき、研究会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## 第6章 部会

第8条 この研究会は、研究会の決議を経て部会を設けることができる。

## 第7章 規定の変更

第10条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

### 附則1

1 この規則は平成25年11月27日から施行する。

令和2年11月25日改訂同日施行。

令和4年10月23日改訂同日施行。

令和6年8月3日改訂同日施行。